

令和4年6月清須市議会定例会会議録

令和4年6月7日、令和4年6月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部長	丹羽久登
市民環境部長	石田隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤久喜
建設部長	長谷川久高
会計管理者	吉田敬
教育部長	加藤秀樹
監査委員事務局長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課長	石黒直人
総務部次長兼総務課長	楢本雄介
総務部次長兼財産管理課長	飯田英晴
市民環境部次長兼保険年金課長	三輪好邦
市民環境部次長兼生活環境課長	松村和浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課長	古川伊都子
建設部参事	猿渡一樹
企画政策課長	林智雄
企業誘致課長	沢田茂
財政課長	服部浩之
税務課長	渡辺由利子
収納課長	辻清岳
危機管理課長	舟橋監司
市民課長	北神聖久
産業課長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所長	下村辰之
清洲市民サービスセンター所長	石田讓
春日市民サービスセンター所長	日比野銳治
社会福祉課長	鈴木許行
子育て支援課長	藏城浩司
健康推進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下葉子

土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第34号 清須市税条例等の一部を改正する条例案

日程第 3 議案第36号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第3号）案

（ 傍聴者 11名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

令和4年6月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は21人でございます。

本日の会議を開きます。

昨日の本会議に引き続き、日程第1、一般質問を議題といたします。

昨日の本会議で10人の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

最初に、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 9番議員 (大塚 祥之君) 登壇 >

9番議員 (大塚 祥之君)

改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号9番、新世代、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは大きく2点、よろしく願いいたします。

まず、1点目、本市における市民がん検診について。

がん検診の目的は、無症状のうちにがんを早期に発見し、適切な治療を行い、がんによる死亡を減少させることです。がん検診は、検診を受ける時点で症状がない健康な人が対象であるため、がんが早期の段階に見つかりやすく、早期のがんはそのほとんどが治り、しかも身体への負担が少ない治療ですみます。一方、症状が出てから病院の外来等を受診して発見されるがんは比較的進行した段階のことが多く、臓器によっては治療が難しい場合があります。

がん検診の最大のメリットは、早期発見・早期治療により命を守ること。そのためには、効果が確かめられた種類のがん検診を受けることが必要です。本市においても国のがん対策推進基本計画で示されている科学的根拠に基づく検診を推進しています。

こうした中、子宮頸がんは年間約1万人が罹患しており、患者数・死亡数ともに近年増加傾向にあり、特に50歳未満の若い世代の増加が問題となっています。また、乳がんは、若年層への

広がりと同時に70歳以上にも増加し高齢化も認められるようになりました。胃がんにおいてもがん死亡数の第3位は変わらず、発生する部位にもよりますが、症状がない場合がほとんどで、検診で発見されることが多いとされています。

このことを踏まえ、特に子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診について、以下お伺いいたします。

- ①本市におけるがん検診の指針について
 - ②子宮頸がん検診、乳がん検診の年1回の実施について
 - ③胃がんの個別検診における年齢の引き下げについて
 - ④今回の市民がん検診の予約の状況と改善点について
- 大きく2問目、下之郷堰撤去と春日橋架け替えについて。

五条川改修事業については、名鉄津島線橋梁の架け替え、法界門堰の撤去を始め、巡礼橋上流まで改修工事を愛知県に進めていただき、治水安全は向上しましたが、さらに上流の河道改修及び橋梁改築等が未整備となっています。この事業の中でも下之郷堰の撤去及び春日橋の架け替え工事が本市の治水安全、利便性向上に寄与すると考えます。

また、直近では春日橋上流、五条川両岸に取水ポンプを愛知県に設置していただき、田に水を流すことが可能になることから、下之郷堰撤去、春日橋架け替えの早期整備に期待が膨らみます。

この現状を踏まえ以下お伺いいたします。

- ①下之郷堰撤去の進捗状況について
 - ②春日橋架け替え及び県道一場中小田井線の整備事業の進捗状況について
- 以上、御答弁、よろしくお伺いいたします。

議 長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①の御質問にお答えをさせていただきます。

本市におけるがん検診の指針については、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がん検診等について健康診査の種類、対象者などを清須市健康診査事業実施要綱に定めております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

今、指針について御答弁いただきましたけれども、今年度の各がん検診の目標の受診率をお伺いいたします。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

がん検診の目標につきましては、健康日本21 清須計画（第2次）中間評価にも掲載をさせていただいておりますが、目標値は、胃がん・大腸がん・肺がんにつきましては40%以上、子宮頸がん・乳がんにつきましては50%以上としております。

この受診率についてですが、経年的に受診率を見ておりますが、分母となる数値について、令和元年度までは国勢調査報告における40歳以上の市町村人口から40歳以上の就業者数と農林水産業従事者などの合計を引いた人数を用いておりましたが、令和2年度よりその対象年齢の人口のみを使用することとなりましたので、受診率が低下しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

去年の各がん検診の精密検査の受診率についてお聞かせください。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

令和3年度につきましては、がん検診が個別医療機関にも委託をして実施をしておりますので、令和3年12月末まで検査が行われておりますので、その後に結果が送付され精密検査の受診となるため令和3年度分については最終の実績が集計できないため、令和2年度の実績について御報告をさせていただきます。

胃がんの精検率は100%、大腸がんは73.2%、肺がんは88.4%、乳がんは88.

4%、子宮頸がんは78.4%となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

他の精密検査の受診率が胃がんのように100%となれるよう、この重要性和普及啓発というものをよろしく願いいたします。

②の質問、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

②の御質問にお答えをさせていただきます。

平成20年3月31日付の厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針では、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診間隔は2年に1回となっておりますが、本市においては1年に1回検診を実施してまいりました。

令和4年度からは、国の指針に基づき他市町の実施状況を踏まえ、2年に1回の隔年実施に変更をいたしました。令和4年度につきましては、偶数月生まれの方を対象としますが、昨年受診していない奇数月生まれの方についても希望があれば対象とし、受診できる体制を整えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、御答弁いただきました乳がんの後発年齢である40代に対しまして、私、1年おきのマンモグラフィ・乳腺超音波検診と交互の受診というものが早期発見につながるというふうに思っておりますので、この有効性についての御所見をお伺いいたします。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

先ほども答弁をさせていただきましたが、国の指針では乳がん検診は2年に1回となっています。受診間隔につきましては、検診によるがん死亡率の減少効果の利益と検診による死に至らないがんの発見や検診による偶発症の発生などの不利益が最も小さくなることが考慮されております。対象年齢より若い年齢や短い受診間隔で検診を受ける場合には、利益よりも不利益が大きくなることもあるため、国の指針に基づく2年に1回とさせていただきました。

マンモグラフィ検査と超音波検査につきましてはそれぞれ特徴がございます。

マンモグラフィ検査につきましては、触っても分からないような早期の小さな乳がんを白い陰や細かい石灰化の陰として見つけることができますが、乳腺が多い高濃度乳房につきましては乳腺の陰に隠れ見づらくという点もございます。

超音波検査は、乳腺は白く、がんは黒く抽出され、乳がんの検出には優れておりますが、乳がんだけでなく治療の必要のない良性の病変も拾い上げるなど区別に注意を要します。現在、国の指針におきましては、40歳以上の方についての超音波検査は対象となっていないため、交互の受診について、市が行う対策型検診で実施することは考えておりません。ただし、個人で行っていただく人間ドックなどの任意型がん検診においては、特に検診の検査方法について選択が可能ですので、御自分の乳房の状況や今までの検査結果なども踏まえて、医療機関と相談して検査を選んでいただくとよいかと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

特に今、検査方法の選択が可能ということで、考えてはいないということでありましたけども、平均的な乳がんの場合、倍に増えるのに3か月程度かかると言われております。また、検査で発見できる大きさは5ミリくらいからとなっております。また、しこりとして触れるようになるのは1センチの大きさになってからとされている中で、今、マンモグラフィ検査と乳腺超音波検査の特徴を聞いたわけですが、メリット・デメリットというものが明確に示されている中で、この交互受診が乳がんの早期発見につながると考えます。

また、市民の皆様方に検査を選択していただくのではなく、こうした検診の確率というものを

もう一度検討してください。

また、乳がん検診の受診率向上のために、本市には子宮がん・乳がん検診を受けるための個別医療機関がございません。このことについての御所見をお伺いいたします。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

議員のおっしゃられるように、市内には産婦人科のクリニックや病院がございません。個別医療機関の受診は近隣の北名古屋市、稲沢市、名古屋市などで乳がん検診では8か所、子宮頸がん検診では9か所に委託をしております。今年度もそれぞれ1か所ずつ受診医療機関を増やして実施をしております。引き続き、受診箇所を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

また、視触診のみでは乳がんというものは発見率が低く、特に早期乳がんの発見というのは困難であります。視触診・マンモグラフィ及び乳腺超音波検査を付け加えることによって発見率というのは視触診だけの場合よりも3倍から4倍に跳ね上がり、その発見率の4分の3は早期乳がんとなります。先ほど答弁にあったマンモグラフィは乳がんの検診には優れておりますが、厚い乳腺の陰に隠れた乳がんの発見というものが難しく、乳腺超音波と交互の受診が望ましいというふうに考えます。

先進諸国ではいずれも乳がんは増加しております。先進諸国の中で唯一日本だけが乳がんの死亡率が増加し続けております。やはりこれは乳がん検診の低さがその原因となっております。先ほど検診の受診率向上のためにも、市内にレディースクリニックや産婦人科を誘致していただくために常にアンテナを張っていただくことと、乳がんの早期発見、死亡率を下げるために、また、特に20歳から30代の子宮頸がん検診の受診向上のために毎年の検診というものを強く要望いたしまして、次の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

③の御質問にお答えをさせていただきます。

国の指針では、胃がん検診の対象者は50歳以上となっていますが、胃部X線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えないと明記されていることから、本市の実施体制については、集団検診の対象者を40歳以上、個別検診の対象者を50歳以上としております。市内で胃部X線検査を実施できる医療機関が1か所、市外でも6か所と少なく、検診受入人数も限られるため、50歳以上としております。

今後につきましては、他市の実施方法などを調査研究するとともに、引き続き、検診を実施できる医療機関を増やしていくよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

胃がんの集団検診におけます40歳から50歳になります第1次・第2次受け付けでの予約の人数をお聞かせください。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

胃がんの集団検診につきましては、第1次での予約人数は846人、第2次での予約人数は38人、合計884人となっています。そのうち40歳から50歳の方の人数は135人となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今135人という御答弁をいただきました。個別検診における胃部X線検査が実施できる医療機関を今後増やしていくための課題についてお聞かせください。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

市内に胃部X線検査を実施できる医療機関は1か所のみとなっております。乳がん・子宮がん検診と同様に、近隣市の医療機関や検診センターに委託をしておりますが、課題としましては、胃部X線検査に対応するためには検査機器や施設が必要であり、その費用がかかることなどが挙げられます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

先ほど胃がん集団検診における40歳から50歳までの受診予約者は135人というふうに伺いました。この135人に対して個別検診を受けるための医療機関数というものは数がどれぐらいかかるかお伺いたします。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

数というよりも、今、委託している医療機関などで受診していただける人数、数が多くあったとしても受け入れていただける人数が少なければ全体の数は少なくなりますし、今、委託している医療機関で希望される方の受診は十分できるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今135人では対応していただけると思われますとの御答弁でした。また、先ほど胃部X線検査が実施できる医療機関を増やすための課題解決というのは、時間を有する場合もあると考えます。初期の胃がん発見には内視鏡検査が有効だというふうに考えるんですけども、今後の検診の中で内視鏡検査の周知をどう考えるかお伺いたします。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

胃内視鏡検査を実施している医療機関は、市内では4か所、市外では3か所となっております。

国の指針により胃内視鏡検査を平成28年度より開始をいたしました。50歳以上の方につきましては対象となっておりますので、市民の方が胃部X線検査と内視鏡検査を選択していただけるように周知をしまいたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

先ほどの答弁で国の指針により内視鏡検査を平成28年より開始し、対象となる50歳以上の方には胃部X線検査と内視鏡検査を選択していただけるよう周知に努めていく。また、胃がんの検診ができる市内・市外の個別医療機関におきましては、集団検診予約をしている40歳から50歳の135人に関しましては現状の個別医療機関で対応できるとのことでした。また、初期の胃がん発見には内視鏡が有効であることから、特に胃がん、50歳前後で罹患率が非常に高くなっております。本市が個別検診の年齢を引き下げても、御答弁の中で十分対応できる体制が整っていると私は考えます。先ほど精密検査の受診率が胃がんに関しては100%だということも踏まえてですね、40歳から個別検診ができるよう、こちらも年齢の引下げを強く要望いたしまして、④の質問お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の④の質問に対し、寺社下健康推進課課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

④の御質問にお答えをさせていただきます。

がん検診などの予約方法については、令和元年度までは各保健センターなどにおいて申込み受け付けを継続してきました。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する必要があり、人が密になることを回避するため電話受け付けのみとし、別回線の電話を設置し、地区を分けて土曜日、日曜日の二日間で予約受け付けを実施しました。しかし、胃がん検診を受診される方は検診当日の朝食が絶食となるため、早い受診時間を希望する方が多く、予約開始直後に電話が集中し、電話がつながりにくい状況でありました。令和4年度は新たにウェブ予約を導入し、市の電話回線も併用することで予約の分散化を図りました。市の別回線を用いたとしても一定時間の電話混雑は避けられないことから、検診受け付けの課題となっております。

今後につきましては、ウェブ予約者をさらに増やすための周知を図るとともに、今回の予約受

け付け方法を検証し、他市町の方法なども参考にするなど、電話においても混雑しないよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

今、御答弁いただいたわけですが、5月23日からの2次受け付けの状況等をお聞かせください。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

第1次の混雑状況を踏まえて財産管理課とも検討させていただきまして、電話回線を3台増やしまして、他課の職員の協力も4人得まして対応させていただきました。5日間で合計269人の方が予約をされまして、特に混雑をする状況は回避することができました。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

混雑を回避できたということで非常によかったというふうに思っております。

また、集団検診におけるウェブでの第1次予約の人数と全体の何%を占めているかお聞かせください。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

ウェブ予約での第1次での予約人数は、市民がん検診が657人、女性がん検診では627人、若年検診では90人、合計で1千374人の方がウェブでの予約をされています。

電話で予約された方は938人ですので、予約者の合計が2千312人となりまして、ウェブでの予約率は59.4%となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

予約率59.4%ということで、半数以上となっております。ちなみにですけど、この59.4%で予約された方の年代別の人数がもし分かりましたらお聞かせください。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

ウェブで予約された方の年代ですが、20代が9人、30代が231人、40代が317人、50代が302人、60代が278人、70代が211人、80代が25人、90代が1人となっています。

比率としましては、40代の方が一番多く、次いで50代、60代となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今後、ウェブの予約者をさらに増やすための周知を図ることに努めていただきたいということ、財産管理課としっかり連携をしていただいて、今回のような事態が起きない解決策の検討をよろしくお願いします。

また、答弁の中にも、胃がん検診に関して早い受診時間の希望が多く、予約開始直後に電話が集中しつなかりにくいという状況もあるというふうにお伺いしております。また、こちらも個別検診の年齢引下げも課題解決につながるというふうに私、考えますので、再度この2点を要望いたしまして、大きい1番の質問を終わらせていただきます。

2番お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課長の村瀬でございます。

①の質問についてお答えさせていただきます。

五条川の河川管理者である愛知県は、昨年度、宮田用水土地改良区から設置要望がありました補給水用の取水ポンプ設備を設置いたしました。今年度も引き続き用水調査を実施いたしまして、関係者の同意が得られれば堰撤去に着手していく予定と聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

今年度も引き続き用水調査を実施するとの答弁でありますけども、こちらの具体的な内容というものをお聞かせください。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

取水ポンプを稼働させて既設水路の水量を調査するものでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、既設水路のパイプラインの水量を補うものだと認識しています。こういった水量を確保することができれば堰の撤去に向け事務が進むと考えます。実際、関係者の同意が得られれば堰の撤去を行った場合、工期はどのぐらいかかるか、分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

下之郷の堰の撤去は上部工、右岸下部工及び左岸下部工と分割して工事を行う必要があること、渇水期の施工となることから、施工期間は単年ではなく複数年かかると聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

堰の撤去には複数年かかるとの御答弁でした。今後も用水調査を引き続き実施していただき、水量の確保、詳細設計も含め、来年度を目標にこの事業が実施されることを要望しまして、②の質問をお願いいたします。

議 長（野々部 享君）

最後に、2の②の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

②の質問についてお答えさせていただきます。

愛知県において春日橋の架け替えと併せまして、県道一場中小田井線の交差点形状も改良計画しており、一体的な施工が必要であると聞いております。歩道拡幅を含めました三つの事業全体の推進に当たりましては、愛知県と協力して早期着手に向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

下之郷堰撤去における春日橋の架け替えの早期着手がこの事業を進捗させるために必要だというふうに考えております。また、架け替えの際には現状の春日橋というものを仮橋として使用していただくことと、下之郷堰撤去の際に本橋橋脚の基礎工事を同時期に行うことができれば、この事業の早期完了につながるというふうに考えております。

また、愛知県との協議の中で、本市としての御意見も積極的に伝えていただきまして、本市における治水安全の向上と利便性向上の確立をしていただくことを私から要望させていただきまして、一般質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

議 長（野々部 享君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

次に、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、本日もたくさんの傍聴をいただきまして、まずもって御礼申し上げます。

議会のネット配信をはじめ、開かれた議会を実現すべく、私たちが尽力してまいりますので、ぜひとも清須市議会を御注目いただき、また今日見ていただいたことを市民の皆様にお話しいただきますようお願い申し上げます。

それでは私から、議長のお許しを得ましたので、通告に従い2問質問させていただきます。

まず、1番として、公共施設における飲食のあり方であります。

①市内の屋根のある公共施設における飲食利用での貸出しの可否について現況の説明を求めます。また、施設の空きスペースで軽い飲食ができるスペースがあるところがありますが、その現況についても説明を求めます。

②子ども食堂やシニア食堂などニーズが高まっております。少子高齢社会・孤立無援社会の進展に伴い、地域のコミュニケーション機能の低下が懸念される中、食を通じた地域の交流は極めて重要であります。そこでお尋ねしますが、飲食利用のための貸出条件の緩和と、飲食ができる貸し部屋の整備について、どのようなお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

大きく2番でございます。木材利用の促進についてであります。

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を受け、愛知県では令和4年4月1日に「愛知県木材利用促進条例」を施行し、それに基づく「木材利用の促進に関する基本計画」が策定されております。これを受け本市では、木材の利用を促進するためどのように施策を推進されていくお考えなのか、以下お尋ねいたします。

木造・木質化の推進として、①民間建築物等における木材の利用促進の手法について、②市の公共建築物・公共工事における木材の利用促進の手法について、以上、明確な答弁をお願い申し上げます。壇上からの質問を終えます。

議長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課の飯田です。

1の①の質問について御答弁させていただきます。

各施設管理規則等において、遵守事項に所定の場所以外において飲食または喫煙をしないことなどの定める場合を除き、原則、施設内においては飲食は不可となっております。

市の現状としましては、子育て支援施設及び消防施設を除く貸し館を行っている44施設のうち飲食利用での貸出しを行っている施設は10施設でございます。しかしながら、熱中症対策など、小まめな水分補給については例外としています。また、飲食ができるスペースを有している施設は46施設のうち26施設でございます。主にロビーとテーブルが設置してあるスペースが該当します。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

高橋でございます。ありがとうございます。

まず、10施設で飲食利用ができていたという答弁でありました。飲食が可能となっている理由、特徴は何なんでしょうか。

議長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

全てではございませんが、調理室等で調理を飲食するなど、調理機能を有している施設、また床がフローリングになっている施設でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

現状、調理機能を有している部屋は全て一般貸出ししているとの理解でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

施設の機能転用により活用されていない部屋はあるため、今後の条件付で一般貸出しを行う予

定でございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

では、せっかくですので、昨日は同僚議員から子ども食堂についての御質問がありましたので、私からはシニア食堂の質問をさせていただきます。

市内のシニア食堂で実施されている例があれば御紹介をお願いいたします。

また、公共施設をシニア食堂として貸し出すことは可能でありますでしょうか。

お願いします。

議長（野々部 享君）

古川健康福祉部次長兼高齢福祉課長、答弁。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

各地域のサロン活動は、地域の集会所で実施していただいております、その中で食事を提供する日を設定しているサロンもございます。

また、高齢福祉課が所管する施設では、介護予防活動として施設を利用しているグループが活動の一環の中で食事提供する場合のみ調理室の貸出しを許可しております。

高齢者の福祉施設は4か所ございますけれども、建設されてから現在に至るまでの歴史もあり、様々な目的の施設と併設されていますので、貸出しする際は、施設や地域の特性またグループの活動等を確認し施設の利用を決定していきます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

御答弁ありがとうございます。

独居高齢者等の孤立化を防ぐためにもシニア食堂が増えていくことを願っております。そのため後支えをぜひよろしくをお願いいたします。

では、続いて、空スペースについてお尋ねをいたします。

現状26施設で、軽飲食が可能なスペースがあるとのことでありました。主にロビー等テーブルが設置してあるスペースだということではありますが、未共用の施設でも空スペース、デッドスペースがあるところがありますが、こちらも空間利用を工夫してテーブル設置するなど、ぜひ、活用を願いたいのですが、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課、飯田です。

利用方法、利用者数など、その施設の現状に合った利用方法を考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

各所管の部課長も今日お見えですので、該当施設があればデッドスペースの活用をぜひ御検討いただきますようお願いを申し上げます。

軽飲食のみならず物販や情報発信など様々な工夫ができると思います。スペースの有効活用を考え、より魅力的で求心力のある施設にしていくべきだと私は考えます。ぜひ、御検討をお願いいたします。

また、財産管理課の技術的助言などフォローをよろしく願います。

では、次、行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

1の②の質問について御答弁させていただきます。

公共施設の統廃合に伴う施設用途の変更など、その用途に沿った運用を行っております。公共施設の利用者における飲食は親密度を高め、親睦・交流を高める手段の一つであります。その一方、飲食行為によるごみや大声、食べこぼし、残り香などの課題もあります。したがって、

飲食ができる貸部屋の整備については慎重な対応が求められており、積極的に貸出条件を緩和する考えはありません。しかしながら、公共施設の統廃合の際は施設全体の有効活用を含め、貸部屋を含めた貸し館の在り方についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

様々な課題があると思いますけれども、清掃しやすいフローリングに変えることや換気設備を設けることなどの工夫で乗り越えられる点もあると思いますので、利用緩和と整備について御検討を重ねていただきたいと思います。

また、公共施設が老朽化しているから統廃合をしていくという視点だけではなく、それぞれの施設を地域コミュニケーションの場として活かした活用をしていこうという視点が必要かと存じます。十年一日のお堅いザ・公共施設を脱して、わくわくするような地域の拠点の再構築を考えていきたいところであります。

例えば、老人福祉センターならば老人しか利用しないのではなく、若者も訪れ、交流できるような他世代が包括的に利用できる施設、そこへ行けばわくわくする出会いが期待できる施設、ふらっと訪れてみようと思える施設、施設の魅力が上がれば利用者も増えると思います。市民の幸せが増えると思います。

そこでお尋ねいたしますが、従来の管理する側ではなく、利用者の側に立った施設、あるいは空間の在り方について検討する必要性についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

多様化する利用者ニーズに対し、より効果的、より効率的に対応するために、公の施設について運営の自由度を高めることが大変有意義なことだと承知しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

運営の自由度を高めることが大変有意義だということでもありますけれども、どんな手法で検討されていけますでしょうか。

議長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

本市においては住民サービスの向上とコスト削減等の財政的効果を図ることを目的とし、市内4施設で指定管理者制度を導入しております。これまで制度を適用した施設のうちアルコ清洲、市立図書館などのスポーツ・生涯学習施設などは、施設の性格上、制度を導入することにより民間の活力やノウハウを活用するのに適し、目的に沿った効果が上がっていると認識しております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

民間活力を利用していくということも検討しているということで受け止めさせていただきます。

さて、令和2年3月に策定された清須市公共施設個別施設計画の第8章 今後の取組で、1番、「公共施設の在り方には多様な人々が集う場をつくるには管理のための境界を明確にするのではなく、利用する側の発想で施設の在り方を考え直す必要があります」と書かれております。ぜひ、これまでの考えから脱し、ユーザーのニーズを捉えながら、地域の皆さんと一緒に新しい公共施設の在り方を考え直していただきたいと思いますが、最後に市長から、公共施設の今後の在り方についてビジョンがありましたら、ぜひ御披露を願いたいと存じます。

議長（野々部 享君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

公共施設の利用につきましては、市民の皆さんが利用がしやすいようにということは当然のことだというふうに思っております。

ただ、一方で、公共施設の建てる時の法律の規制もありますので、一例と言ったらおかしいんですけど、例えば、児童館を利用できるのは基本的には18歳以下ということで、老人福祉施設については老人ということで法律が決まってるものですから、なかなか御質問のように全ての

方がというわけにはいかんと思いますけども、できる限り市民の皆さんが使い勝手がいいように努めていくことは私どもの責任だと思っておりますので、先ほど担当が答えたように、いろいろな検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ぜひ、よろしくをお願いします。

では、次の質問をお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

2の①の質問について答弁させていただきます。

昨年改正されました公共建築物等における木材の利用促進に関する法律は、基本方針などの対象を公共施設から建築物一般に拡大されたものです。改正された法律については、脱炭素社会実現に資する新しい理念が追加され、SDGs実現に向けても官民挙げて取り組むべきものとなりました。

全国的に見ても公共施設における木材利用は法律改正により着実に増加し、特に一般建築物の国内産木材利用も増加傾向ですが、本市においては一般建築物での国内や県産木材の利用促進が進んでいるとは言えない状況です。

本市のような森林資源がなく都市型自治体においても国産木材の利用を促進することで河川上流部の森林環境維持に貢献し、その結果、国土保全や水源涵養性など多面的機能により、本市では河川洪水の減少につながることを期待されます。そのことから、民間建築物などにおける木材利用促進に向け、従来より行ってまいりました緑の募金や緑化木配布などの緑化推進事業を継続し、加えて、県の認証木材利用や公共性が高い施設など制限はありますが、一般建築物での県産木材の利用に対する支援制度などの周知・啓発を行ってまいります。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

御答弁ありがとうございました。

現状、本市においては一般建築物での国産・県産木材の利用促進が図られていないとのことであります。

一方で、庄内川の下流部に位置する本市は、流域治水の観点からも、源流部の治山に思いを馳せ、森林を保全し、そのための木材利用の促進は重要であるという認識かと存じますが、そういった認識でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

東海豪雨を経験しました本市としましては、促進されることは重要だと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

では、これまで緑の募金や緑化木配布事業などの緑化推進事業を通じて木材利用促進を図る啓発運動を展開してきたとのことでありますが、具体的な内容の説明をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

自発的な活動を活かして森林整備等を積極的に推進するための緑の募金を小学校と公共施設を中心に実施し、例年、概ね12万円から16万円ほど集めております。その募金額を原資としまして、コロナで2年間中止となっておりますが、緑の学習教室に市内小学校4校が参加する緑の少年団事業や市民の緑化推進の大切さをPRする緑化木配布事業を年に1回実施しております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

木材利用促進につなげるため、子どもたちから環境教育を進めていくというのは大切な視点かと存じます。ぜひ、4校と言わず、他の学校にも拡大していただくことを御期待申し上げます。

それでは、さらに、今後、緑化推進にとどまらず、流域治水の観点も踏まえた木材利用の促進のための啓発活動をどのように展開されていかれるのか、お考えを伺います。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

子どもたちが参加します庄内川河川敷で行われますイベントや環境学習などの場においても、木材利用を促進することが森林環境維持に貢献し、その結果、河川洪水の抑止につながることを分かりやすく説明するなどのほかに、広報でも緑の募金活動実施時などの効果的なタイミングを計り啓発してまいりたいと考えています。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。ぜひ、進めていただきたいと思います。

10月8日が木材利用促進の日として制定しております。このような機会を捉えながら、ぜひ、PRもしていただけたらと存じます。

また、市内の建築士をはじめ建築関係の事業者にも情報共有をしていただけたらと存じます。

それでは、視点を変えてお尋ねをいたします。

法改正に伴い、本市の木材利用基本方針も建築物一般に拡大されたものに改正すべきと存じますが、お考えを伺います。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

平成25年に制定しました本市の公共施設などにおける木材利用の促進に関する方針は、冒頭答弁で申し上げましたとおり、法改正により木材の利用促進を一般建築物にも拡大する方向性が示されました。それによりまして、本市の基本方針についても改正に向け前向きに取り組んでま

います。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

では、よろしくお願いします。

続けて質問します。

同じく、法改正に伴い、建築物木材利用促進協定制度が創設されておりますが、この制度の普及啓発をどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

本制度につきましては、木材利用を促進するために、建築主である事業者などと国または地方自治体が協定を結び木材利用に取り組む制度であり、地方自治体との締結事例から見た場合、森林組合や建築士会など関係団体が当事者となる場合がほとんどで、本市に置き換えた場合、その該当する事業者からの申出があり初めて検討するものと考えていますので、現在、協定締結は考えておりません。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ぜひ、事業者から申出があるように制度の周知を図っていただいて、協定締結を推進する後支えをしていただきたいと思います。

この制度はまだできて間もなく、事例が少ないと思います。事業者にとっては社会的認知度の向上と環境意識の高い事業者としての社会的評価も向上するというメリットもあります。また、国からも財政的な支援も受けられますので、行政からは技術的助言と情報提供をお願いいたします。

国のガイドラインでは、3つの協定の形態を示しております。流域治水の観点を見ますと、川下の本市では、川上の自治体と林業・木材産業事業者と連携した都市山村連携型がふさわしい

と考えております。ぜひ、これを推進していただけたらいいなと私は考えております。

最後になりますけども、また市長にお尋ねをさせていただきます。

本市は、土岐川、庄内川の源流から下流部までの自治体を構成員とする庄内川流域治水協議会の中核メンバーだと存じております。令和3年3月の流域治水in庄内川のプロジェクトの会合に私も参加させていただきましたけども、当日、永田市長もこの会の中心となって御参加されている姿をお伺いしました。その中でも私が感銘を受けたのは、森林保全などグリーンインフラの活用が強く叫ばれておりました。これまで本市ではNPOや市民レベルで庄内川源流部の恵那市と交流を進めてまいりました。以上を踏まえ、森林保全につながる木材利用を含んだ本市と上流部の自治体との連携を推進していったらいいがでしょうか。そして、永田市長がその先頭に立って旗振りをされていかれてはいかがでしょうか、お考えを伺います。

議長（野々部 享君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

流域治水のことを御紹介いただきました。庄内川流域治水協議会、私、会議は一度も欠席したことはございませんし、また庄内川の期成同盟会の要望活動も一度も欠席したことはありません。これはとりもなおさず特構事業、激特事業をしっかりと確立していただきたいという思いから、庄内川河川事務所長の要請にはしっかりと応えていかなきゃいかんという思いでやっておるつもりでございます。

上流との交流につきましては、土岐川、庄内川のネットワークの皆さん、それから土岐川、庄内川のサポートセンターの皆さんと交流を深めているところでありまして、そのことがひいては森林の保全にはつながっているというふうには思っております。

それに加えて、木材利用の促進ということなんですけども、流域のそれぞれの市町の役割がいろいろあると思いますので、そのことについて本市が木材利用について先頭を切ってという御提案でございますけども、治水の面から見ると、いささか難しいんじゃないかなというふうに思っております。

御質問の脱炭素社会実現に資するための取組については、先ほど担当が対応いたしましたけども、そのことをしっかりと取り組んでいくことが肝要であるというふうには今は思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

次、行ってください。

議長（野々部 享君）

最初に、2の②の質問に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課の飯田です。

2の②の質問について御答弁させていただきます。

木材利用は、SDGsの17の目標のうち目標7 エネルギーなどの7つの目標に貢献しています。木材は湿度を調節する働きや断熱性、また鎮静作用やストレスを抑えるリラックス効果など、優れた機能があります。大切な森林を守ることにつながるほか、健康にも優しいということで、木材の使用に注目が集まっています。当市においては、近年では保育施設などの内装、備品等で木材を利用しています。今後も引き続き木材の利用促進に努めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

まず、木材利用は、SDGsの7つの目標に貢献しているとの答弁でありましたけれども、林野庁の資料では、少なくとも14の目標に貢献すると紹介されており、注釈でも、ほかの3つです、これも関連されているというふうに書いてあります。言わば、17の目標全てに貢献するとうたわれております。

木材利用は丸ごとSDGsそのものであり、地球温暖化防止に寄与する脱炭素社会を構築、循環型社会の形成、国土の保全、水源の涵養、その他の多面的機能の発揮及び山村、その他の地域経済の活性化、都市等における快適な生活空間の形成に貢献します。また、調湿性等に優れるほか心理面、身体面、学習面等での効果が科学的に実証されております。まず、その点を再確認させていただきます。

その上で、保育施設で利用したという答弁でありましたけれども、どこでどのように利用されたのかお尋ねいたします。

議 長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

令和3年度につきましては、中之切保育園及び清洲児童センターでの実績があり、今年度につきましては、須ヶ口保育園及び本町保育園を予定しています。

利用内容は、中之切保育園は靴箱の改修、清洲児童センターは内装に使用しました。

また、須ヶ口保育園は靴箱、本町保育園は床の改修を予定しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ただいま保育施設での内装や備品における木材利用の実績を御紹介されました。平成25年に清須市公共施設等における木材利用の促進に関する方針を制定されておりますけども、それ以降、学校の長寿命化や多数の施設建設がありました。その際の木材利用の実績はどうなっていますか。また、木造での施設建設はありましたか、お尋ねをいたします。

議 長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

学校の長寿命化工事は、防水・外壁などの構造体の改善を目的としておりますので、積極的な木材の利用はしておりません。

また、木造での施設建設はございません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

これまでの本市の施設整備に当たっては、木材利用に関しては大変残念な結果であると言わざるを得ないと思います。平成25年の基本方針もまるで絵に描いた餅であり、逸脱してきたと言わざるを得ません。ぜひ、今後、市で携わる公共建築物等において民間建築の模範となるよう、率先して積極的に木材の利用を図っていただきたいと存じますが、その決意のほどをまず伺いま

す。

議長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

施設整備は個別施設計画等に基づき計画的に進めているところですが、建物の特性なり規模などを勘案しながら、木材の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

公共建築物等での木材利用を積極的に促進していくためには、平成25年の基本方針を改正していく必要がありますけれども、どのように構想しておりますか。

議長（野々部 享君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

一部の三河地域では条例を制定している市町村がございます。今後、担当部局と連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

先ほど産業課のほうの答弁でも改正を前向きにということがありましたので、これから連携を図っていくということで受け止めさせていただきます。

ここで参考までに、愛知県の基本方針を御紹介させていただきます。

低層の建築物は原則木造化、なじまない困難な質でも内装等の木質化を進める、そして、県産・国産の利用に努める。それから、備品等の木製品導入、備品等も愛知県は環境物品等調達方針に基づき、あいち認証材を利用した備品及び消耗品を率先して調達するとのことでございます。また、木製名札の着用も推奨しております等々、このような愛知県の基本方針も参考にしながら、目標値も設定していただいて、ぜひ内容の改正を進めていただきたいと思います。

最後に、要望させていただきます。

教育・保育施設、福祉施設での木材利用は特に促進していただきたいと思います。そして、森林環境譲与税の有効活用、その意義の明確なPRをしていただきたいと存じます。

そして、繰り返しになりますが、水害を経験した清須市だからこそ、なおさら治水に加え、治山にも思いを馳せ、そのための森林保全、木材利用の促進についてメッセージを力強く打ち出していただくことを望みます。

それでは、これまで一連の木材利用促進についての議論について、最後に市長からコメントを頂けたらと存じます。

議長（野々部 享君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

市としてできるところから着実に進めていくことだというふうに思っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、高橋議員の質問を終わらせていただきます。

ここで、10時50分まで休憩を取りたいと思います。

（ 時に午前10時35分 休憩 ）

（ 時に午前10時50分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、浅井議員の質問を受けます。

浅井議員。

< 19番議員（浅井 泰三君）登壇 >

19番議員（浅井 泰三君）

御無礼します。

浅井泰三です。議長のお許しの下、一般質問をさせていただきます。

私からは、ヤングケアラーの実態について質問したいと思います。

ヤングケアラーについては、昨年お二人の同僚議員より質問のあったところでございますが、愛知県から、このことに適切な支援につなぐためとし、社会全体の理解促進を図りたいとしております。

今さら申すまでもありませんが、障がいや病気の家族に代わり、買物、料理、掃除及び洗濯、家事をする、幼い兄弟の世話する。目を離せない家族の見守り。アルコールや薬物など問題のある家族への対応、また、回復に時間のかかる病気の家族の看病、そしてまた通訳など、現代社会ではそうした子どもたちへの取組が問われているところがございます。

本年3月、県がヤングケアラー実態調査結果を公表し、どのように支援していくのか問題と課題であるとしております。それによると、小学5年生の16.7%、中学2年生で11.3%、高校2年生で7.1%が世話をしている家族がいると回答があったとのことでございます。

この数字を踏まえて、以下お伺いいたしたいと思います。

①本市として、この数字をどのように判断をされますか。

②「家での手伝い」と「ヤングケアラー」、この言葉の境界線をどう捉えてみえるか、そのことも伺いをしておきたいと思っております。

③ヤングケアラーをどのように今後捉えていくのか、どのように対処していくのか。

④ヤングケアラー理解促進シンポジウム、こうしたいろんな会合が今後予定をされております。この辺の参加は、また、ヤングケアラー支援関係機関研修への参加とかヤングケアラー支援コーディネーターの配置など、本市としての方向性とこれからの対処方法をお伺いいたします。

以上です。

議長（野々部 享君）

最初に、①の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課長の藏城です。よろしく申し上げます。

では、①につきまして御答弁いたします。

令和4年3月に公表された愛知県ヤングケアラー実態調査の結果は、2020年に実施された全国のヤングケアラー実態調査の結果の中学生は5.7%、高校生では4.1%との調査結果であったことと比較いたしまして、前回の調査時より家族の中に世話をしている人がいる子どもの

数、数値が増加しているものと捉えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今、数字をおっしゃっていただいたんですけども、各市ごとの数値結果、これは本市も含め公表はされていないものなんですか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

各市ごとの結果については公表されておられませんので、具体的な数字はお答えできませんが、県全体よりも本市の小学生、中学生の結果につきましては、県の結果よりも少ない結果となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今おっしゃった数値より本市では少ないと。であるなら、その少ないという結果をどのような方法で少ないという結果が出てきたわけですか。数字は公表されないということですけども、数字はあるけども公表されないけども、少ないですよということですか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

数値については県から公表はされておられませんので、こちらから公表することは控えるようにということと言われておりますが、実際、集計結果の数字は手元にはつかんでおりますので、その数字と比較したところ少ない結果となっておりますということをお答えをさせていただいております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

手元には2022年4月1日に県から公表された小学校では5年生が16.7%、中学2年生11.2%、高校2年生、全日制で7.1%、具体的にパーセントが出て、細かい数字まで申しませんが、6人に1人だとか、こんなふうに出とるわけですね。本市で具体的な数字は出てないということですが、学校ではどんなような数値をもって、本市は調査なかったんだということであれば、県下の中で抜粋して数値を言った。だけど、今、藏城課長は、本市では公表はできんけど、少ないんですよということをおっしゃったということは、何か根拠がなけんといかんと思うんだけど、教育課長、どうなんですかね。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

昨年11月から12月にかけて愛知県が行ったアンケートの方法につきましては、県から小学校1校、中学校1校が指定されまして、その小学校5年生と中学校2年生の全員を対象にタブレット端末を使ってインターネット上のアンケートにアクセスし、直接答えております。それを愛知県が集計し、県全体でまとめております。ですので、私どもの学校のほうで集計したものではありませんので、教育委員会も把握はしておりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、そもそもタブレットの結果はどこでまとめたわけですか。直接、県教委かどこかへ行ったわけですか。教育長どうなんですか、その辺。どういうふう集計されたわけですか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

全て県のほうで直接集計しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

分かりました。

その数値については公表できないと。ただ、傾向的には本市は少ないと、こういう判断の下、この後、進めさせていただきますので、2番へお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問の対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

②につきましてお答えいたします。

ヤングケアラーの定義は法律上ありませんが、家での手伝いとヤングケアラーの境界線についての専門家の意見では、日常的に家事等を担うことで自分の時間が取れない子どものことをヤングケアラーといい、子どもが子どもとしての生活ができる範囲で行うことを手伝いであると述べられております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

私のほうからこんな言葉は御無礼かもしれないんですけど、昔は家の手伝いをするのは当たり前前の時代にあって、家の手伝いをせんかと怒られながら一生懸命勉強する子はする、自分の時間を持つ子は持つ。ところが、今の介護から福祉まで、また子育てからいろんな社会問題で社会現象としてヤングケアラーという問題がここ2、3年の新しい言葉なんですよ。それは行政に対して、私が、国から、県からの方針についてとやかく言うつもりはありませんけども、その見解は今お答えしていただいたんですが、家族の誰を世話している子どもが多いんですか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

県の実態調査の結果になりますが、食事の準備や洗濯などの家事を行う子どもが一番多く、次

に、家族の見守り、外出の付添いの子どもが多いという結果になっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今の手伝い全般では、要は、手伝いをする子はヤングケアラーと言われとるわけですよね。その子たちのケアをしていかなきゃいけないというのは今回のヤングケアラーの問題だと思うんですね。

もう一つ、これは常にいろんなところで出てくるんですけど、外国人の子どもたちも結構ヤングケアラーに携わってるということなんですけど、この実態はどうなんですか。これは数字もつかんでみえるんですか、吉野課長。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

数値までは分かりませんが、ヤングケアラーに至るまでの状態であるかは分かりませんが、そういったケースは実際には少なからずあると認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

これは何%とかって数字があるんじゃないの。外国人の子どもは実態調査をしとるとかって僕は聞いたことがあるんですけど、いかがですか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

こちら県調査結果でございますが、小学生では5.7%、中学生は7.3%、高校生は7.2%の子どもが通訳の手伝いをしているというふうに回答をしています。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

子どもさんたちは日本語に慣れてしゃべれるようになるから、なかなか日本語に精通できない親の手伝いとして、学校中であろうが子どもが親に対して通訳とかするというんですけども、これは今、何%とかという実態が出たんですが、本市はどうなんですか。今、県の数値とおっしゃられましたよね。さっきの数値から見たら若干低いんですけども、県の数値として本市と比べたら、本市も外国人の方は見えますよね。いかがなんですか。

議 長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

先ほど全体的な数字のほうはお答えさせていただきましたが、個別の通訳に関しての本市の結果は、数値は出ておりませんので、お答えができない状況でございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

そうすると、通訳に従事している子どもたちは何人かは見えるけど、個人としては実態はつかんでない、こういうことですね。

ヤングケアラーの捉え方ということで、3番へお願いします。

議 長（野々部 享君）

次に、③の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

③につきましてお答えいたします。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることから、本人や家族に自覚がない理由から、支援が必要であっても表面化しづらいことから、家庭内の実態把握が難しく、早期発見には福祉・介護・医療・教育等の連携体制の構築が重要と捉えております。

また、ヤングケアラーと判断した場合、児童及びその家族が抱える相談に応じた支援体制の構築が必要であると考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

ヤングケアラーの捉え方というのは非常に難しいデリケートな問題だと。これは皆さん認める
ところだと思うんですね。僕もそう思うんですね。

前後して恐縮なんですけども、であるとしたら、今、吉野課長、タブレットで調査したと。そ
のことに、そういう捉え方が非常に難しい中で、どうやって子どもたちに答えよといった
わけなんですか。どのように指導したというか、あなたは家族の誰かを面倒見とるかとか、よっ
て、自分の時間は持てないんだよとか、勉強する時間が抑えられてるよとかいうことを具体的に、
あなたはそういう対象者ですよとかいうことを何か示唆しないと、子どもたちは幾らタブレット
に精通しとったって答えが出しようがないと思うんですけど、どうなんですかね、課長。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

学校のほうでふだんの児童生徒の行動だとか、遅刻だとか、欠席だとか、そういうことから児
童生徒と話し合っ、そういうところを見つけていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、この間もね、例えば、新川小学校なら新川小学校の5年生の児童にそんなファジ
ーな物の言い方で僕は数値は集まらんと思うんです。

教育長、県から何かそういったきちとした設問の仕方みたいなものは出たんですか。県が勝
手に数字を変えとるんじゃないかと僕は疑うわけやないですけど、自治体がそんな困っとるもの
をどうやって数字を出したのか知りたいなと思うんです。

議長（野々部 享君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

齊藤です。

私が直接アンケートに携わつとるわけじゃないですけど、全般的ないろんなデータを見ますと、複数回答で選択肢の形になっていると思うんです。例えば、誰を面倒見てるとか、それから家事の手伝いをしてますかとか、子どもの送り迎えをしてますかとか、そういう中で選択肢の複数回答ぐらいの形で選択肢があつて、それを選んできた中で集計して、複数回答だと100%になりませんが、そういう形で選択して、そういうことがやつとることが多いという捉え方でデータが出てきているんだと思うんです。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

分かりました。大体おぼろげに分かりました。

それは書き込めじゃなくて、あなたはどうか、イエスか何人とか書けと、そんなような方式だと解釈します。

これも答えに困っちゃうかもしれんけども、ヤングケアラーとしての特定する基準というか、そういうものは設けてみえるんでしょうか。どうですか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

ヤングケアラーとして特定する基準のようなものは特に設けてはございませんが、ヤングケアラーに限らず悩みや課題を抱えている子どもたちにつきましては、学校等で把握ができた場合には、要保護児童対策協議会等で関係者と協議をして支援につなげております。そういう状況でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今、要保護児童対策協議会ってメンバー的にはどういう構成なんですか、それで決めるということですけども。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

メンバーにつきましては、警察、児童相談所、保健所のほか市役所の学校教育課、社会福祉課、健康推進課のメンバーから構成をされているものでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

そうすると、いろんな方が携わっていただけるというのは耳触りがいいんだけども、こんなにたくさんの大勢の関係機関の中の大なり小なり協議会を設定されている中で、全員が意思統一するというか、これだけ多くの関係機関がこれに対して各々意見を言いなさいとか、この子を特定しましょうとか、この協議会というのはそういう対策協議会になるわけですか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

相談を受けました個別のお子様の状態だとか内容をその中で話し合いをしまして、その子に対してどのような対応を今後取っていくべきかということを検討していく会議となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、意地悪かもしれんけども、月にこれだけヤングケアラーじゃないかという子どもがおると。例えば、本市で10名出たと。そうすると、月に1回、今の関係機関が集まって対策会議か何か開く予定ですか。どうやって決めるわけですか。いろんな方々が携わっているのは心強いと言えば心強いんだけど、これだけ多くの関係機関が集まると点々ばらばらにならへんかということなんですね。その辺どうお考えですか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

今の協議会の中でありますが、実務者会議といいまして、担当レベルの会議を開催しております。そちらのほうは月に1回開催をしております。その中で毎月毎月上がってくるケースにつきまして、この子についてはこういう支援をしたほうがいいのではないかとか、この子については保護をしたほうがいいのではないかとか、ヤングケアラーに限らず虐待関係の内容だとか、そういったものを全体的に協議をして、その子に対してどういう対応をするのが一番いいのかということを担当者レベルで協議をしていく会議を月1回ずつ開催しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

担当者レベルでそういうことをやっていかれるということですけど、加藤部長ね、そうしますと、部長あたりまで話が上がってくるのに随分時間がかかると思うんですね。その辺のフットワークといいますか、皆さんの情報共有というかね、そういうものを担当部長としてどのように、今後、話を早く進めていくとか、協議を進めていくとか、そういうものをおっしゃっていただけませんか。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、担当のほうから説明をさせていただきましたケースですね。いろんなケースが学校とか警察等のほうからも連絡が入ってまいります。ケース内容に対しまして早期に対応すべきものでありましたら、当然すぐに児童相談所であったりとか警察とか、そういった方と連携しながら早期に対応させていただいております。

内容におきましては、例えば、早期に対応できる子育ての担当者とお話をする中で、できる状況でありましたら、早期に担当者の者がその御家族のほうにすぐに連絡等をさせていただいております。私のほうに連絡等が入りましたら、当然そのケース等に応じて、緊急性があればすぐに私のほうに連絡があって、一緒に協議をしている状況でございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

4番目、お答えをお願いします。

議 長（野々部 享君）

最後に、④の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

④につきましてお答えいたします。

国が開催いたしましたヤングケアラー理解促進シンポジウムは令和4年1月30日にオンラインにて開催がされ、その内容については現在でもインターネットで公開されていることから、いつでも参加は可能な状態でございます。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることから、本人や家族に自覚がない理由から、③で答弁をさせていただいたように、学校等の関係機関との連携により、ヤングケアラーを早期発見し、孤立・孤独を防ぎ、継続した支援体制の構築が重要です。

本市におけるヤングケアラー支援に対する方向性及び対処方策については、学校等との関係機関と連携を図り、ヤングケアラーの認知度を高めることに努めるとともに、国が定めるヤングケアラー支援体制強化事業の項目である関係機関研修への参加及びコーディネーター配置等については、先進事例の自治体を参考にしながら、本市の実態に合わせた支援体制づくりを検討してまいります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

いろいろ支援体制を先ほどからのお話もありましたけども、構築したということなんですけども、今、シンポジウムや研修会などを開催された場合には積極的に参加していくということでございますけども、それによろしゅうございますか。

議 長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

今後開催が予定されておりますシンポジウムや研修会につきましては、ヤングケアラーに関する理解を深めるために関係機関等への声をかけ、関わる職員が参加するように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

県が、ヤングケアラーに対する600万6千円の予算措置の中で、実際にヤングケアラーの理解促進シンポジウムの開催ということで7月の下旬頃に一般県民や教育機関、児童福祉関係、そういうところを対象として学識経験者などによるパネルディスカッションなどを予定するということですが、こういう案内は蔵城課長はお目通しになったことはありますか。

議長（野々部 享君）

蔵城課長。

子育て支援課長（蔵城 浩司君）

県が開催しますシンポジウムの案内につきましては、昨日、案内がございまして、8月2日火曜日の午後に開催されるということでございます。今回の実態調査の結果の説明や基調講演、トークセッションなどが予定されており、参加は無料で、会場及びオンラインでの同時開催となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

それは当然、部長らも参加される予定ですか。オンラインはどなたでもテレビでやればいいんですけども、会議に参加させる方の人員や何かはこれからですか。また出たばかりですから、どうなんですか。

議長（野々部 享君）

蔵城課長。

子育て支援課長（蔵城 浩司君）

現在、会場のほうには学校関係者及び子育てのほうの職員のほうで参加を予定しております。

オンラインについては庁舎内での視聴が可能になることから、事前申込み制となっておりますので、併せて申込みのほうをしていこうと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

例えば、個人でコードを申し込んだりすることはできるんですか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

可能です。個人でも申込みがいただけます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

ヤングケアラーの早期把握とか対応とか他機関の関連機関の先ほど藏城課長がおっしゃられた警察はじめ、いろんな機関との連携の問題とか、何でもかんでもあっちこちにコーディネーターだけで大変なんだけど、これも何かつくる予定のものありますよと案内があるんですけども、そういうものにも積極的に人を出したり、もちろんそういうパネルディスカッションみたいなもののウェブ会議とか、そういうものにも積極的に参加されるということによろしゅうございますか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

研修会やそういうセミナー等については積極的に参加をして、まず、我々現場サイドがヤングケアラーに対する理解を深めるために必要なことだと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、冒頭申し上げましたように、この問題は本当にデリケートな部分があると思うんですよね。子どもが、要らんことだと、家族のために一生懸命やっとなんだとかと思えば、周りから見て、先ほど吉野課長がおっしゃったように、子どもたちが判断材料として、今、聞き取りじゃなくてタブレットで答えを出せよというような僕らでは到底対応し切れないようなことなんですけど、冗談はさて置き、そういう世界にあって、何でもかんでもケアしようということなんですけども、しかし、我々年寄りが、子どもたちが元気に勉強できて将来の日本を背負ってってもらわないかんですから、それに対するケアというのは十分大事だと思うんですね。

ごめんなさい、一般質問に私の思いを長々としゃべるつもりはございませんけども、副市長ね、今回初めてお答えすることになると思うんですけど、寂しそうなので副市長にお答えいただくことになると思うんですけども、県はヤングケアラーを適切な支援につなぐため、社会全体の理解を得なきゃならない。そのためには一般県民、教育機関、児童福祉関係機関、そうしたものの連携の中でヤングケアラーの早期把握と対応、どういう支援ができるか、そういうものの在り方を考えていきなさいよ。

最後に言っていたコーディネーターもつくっていかないかん。そうした人たちの理解促進や支援の方法、本当に多岐にわたると思うんだわね。何遍も言うけども、ただでさえいろいろ複雑化する教育を含む生活支援も含めて、子どもたちの対応というのは行政にとっても大変な難題だと思うんですよね。僕は副市長にはそれをこうやったら解決しますなんて答えは大変だと思うんです。ずっと皆さんが「意気込み」、「意気込み」とおっしゃってますから、この難題について意気込みをぜひお聞きしたい。

議長（野々部 享君）

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

副市長の葛谷です。

議員おっしゃられることは十分理解できますし、問題点としては、ヤングケアラーと言われる子どもたちは、多分、一般的には本当にしっかりしたいいい子が多いと思うんです。だから、余計見つけにくいというところがあるので、そういった子をうまく探し出せるような仕組みを学校教育課、子育て支援課、健康推進課、社会福祉課、そんなところが協働して見つけられるような方策を探し出さんとなかなかうまく引っかかってくれないというか、探し出せないのかなと。

その子たちはきっと成長途中にある大事な時期の子が多いので、そんな子どもなんだという視

点を持って私たちが対応してやらんといかんのかなというところに一番大事な視点を置いていかないかんのかなというふうに思います。その子たちに適当なのか負荷がかかるとののかというところを判断して、いい支援をしていきたいなというところを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

1つ聞き忘れたことがあるんで、前回、林議員と加藤議員のときにヤングケアラーの問題を言ったときに、たしか今後、要は、まだ2、3年のことですから、何のこっちゃと言われてはいかんで、一般市民の方に認知度を深めるために周知を図っていくと。いろいろ広報とかインターネットとか、そういうものに掲載していきたいということだったんですけど、あれから半年ぐらいたったのかな、やられたことはありますか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

まず、そういう該当者というか、お子さんがヤングケアラーということがあるということを理解していただいて、相談できるということを周知する意味で、4月になりますが、新学期になりまして小中学校全児童生徒にスクールソーシャルワーカーへの相談をできる窓口がありますよということでまず周知をさせていただきました。今年度については県もチラシを作成する予定ではございますので、そういったもの、また本市でもそのチラシとは別に新たに周知啓発ができるようなチラシの配布も予定しておりますので、学校につきましては、紙媒体にはなりますが、そういったものを通じてお子さん、家庭については周知をしていきたいと思っております。

広報、ホームページにつきましては、順次、そちらのほうも掲載をして啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、まだ固まってもいないのにすぐ出せというのは土台無理な要求だと思いますので、固まったら、そうしたチラシなりそういうものをぜひお願いしたいと思います。

今、教育長ね、最後だ最後だ言いながら最後にならんで申し訳ないけども、今の学校にもきちっとということなんですけど、教育長の決意もお聞きして本当に終わりたいと思います。

議 長（野々部 享君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

先ほどから議員がおっしゃるように、今回のことに関わることで献身的なことでありますので、否定することではありません。ですが、その子どもたちが学業や健康害、特に遅刻をしてきたりとか、早退して早く帰らないかんとか、友達へ全く接点を持たないことで孤立感が出てきてしまう、そういうことではいけないと思うんですよ。そういうことが発生した段階で私たち学校教育の教員は、「何で遅刻したの」、「何で早く帰らないかんの」というチェックをきちっとしながら、それが自分でどうしようもないことに対しては社会のほうにお助けをいただかなきゃいけない。

自分の将来が希望を持たないようなことでは、これからの日本を背負っていく子どもたちにとって非常にまずいと私は思っています。ですが、一人ひとりの思いを描くことをきちんと歩めるようにするのが私たち大人の仕事ではないかというふうに思っております。そういうようにできるように子どもたちに接していきたいなというふうに思います。

以上です。

議 長（野々部 享君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

よろしくをお願いします。

議 長（野々部 享君）

以上で、浅井議員の質問を終わります。

以上で、二日間にわたる一般質問の議事日程は全て終了いたしました。

ここで告知いたします。

昨日正午までに議案に対する質疑の通告がありませんでしたので、上程されています議案についてはただいまから各常任委員会に審査を付託し、6月13日の本会議は休会といたします。

日程第2、議案第34号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第3、議案第36号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、6月22日午前9時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

早朝よりご苦労さまでした。

(時に午前11時32分 散会)